

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和3年 4月 27日 ~ 令和 3年 11月 17日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	銚子中央保育園 チョウシチュウオウホイクエン		
所 在 地	〒288-0813 千葉県銚子市台町2197番地		
交通手段	JR線 銚子駅より徒歩15分 車で5分		
電 話	0479-23-6655	FAX	0479-22-6775
ホームページ	sf-keiaikai.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人 啓愛会		
開設年月日	昭和54年 4月1日		
併設しているサービス	ひまわり子育て支援センター 緊急一時保育 放課後児童クラブ		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	3	8	10	15	12	12	60		
敷地面積	2465.30㎡			保育面積			432.6㎡		
保育内容	0歳児保育	○	障害児保育	○	延長保育	○	夜間保育	×	
	休日保育	×	病後児保育	×	一時保育	○	子育て支援	○	
健康管理	嘱託医1名 嘱託歯科医1名にて各種検診の実施								
食 事	栄養士1名 調理員1名にて直営にて給食提供								
利用時間	(平日) 7:00~19:00 (土曜) 7:30~16:00								
休 日	日曜・祝日 年末年始								
地域との交流	市内老人福祉施設への慰問、地域農家との交流にて芋苗植え、芋ほり								
保護者会活動	ひまわりの会(保護者会)にて行事開催や広報活動、奉仕作業の実施								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	17	11	28	
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	13	0	1	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	9	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	銚子市子育て支援課へ申込	
申請窓口開設時間	8：30～17：15	
申請時注意事項	事前連絡にて施設見学（随時実施）をお願いしています。	
サービス決定までの時間		
入所相談	お電話もしくは直接にて随時受付	
利用料金		
食事料金		
苦情対応	窓口設置	受付担当者：主任保育士 嶋田順功 解決責任者：園長 石橋澄子
	第三者委員の設置	山口善治 泉勝之 山寄貴史

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>(保育理念) 子どもの人権を尊重し、地域の多様な要望に応じ、当園と家庭が愛と信頼を礎に、「共に育てる」という子育ての基本を継承し社会福祉に積極的に貢献する。 (保育方針) 「自然の中でふれあいの保育を」テーマに、こどもたちを元気に園庭であそばせる、はだしの保育を実施し、健康管理に注意しながら、集団の中でのこどもたちの関わり方、思いやり、心の成長をめざし、一人ひとりの個性を伸ばせる保育を行っていきます。こども赤十字活動に加盟していますので、「気づき、考え、実行する保育」を通して、子供たちの心に、奉仕、友愛、感謝が芽生えるようがんばっていきます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>(保育目標) ○あいさつが、きちんと、できる子 ○元気で、みんなと、仲よくあそべる子 ○自分のことは、自分でできる子 ○感情が豊かで、思いやりのある子 ○素直に、自分らしさをだせる子 ○食べるのが大好きな子</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>当園に隣接するひまわり子育て支援センターはお子さんのいる家庭に対して、安心と安全感を感じていただく施設です。 子育てサークル活動に対しての援助、子育て・育児不安に対しての相談、保育園の園庭開放を行っています。 また、緊急一時保育では、急用、パートタイムのお仕事、育児疲れのリフレッシュなど、家庭での保育ができない時に、必要な時間帯にお子さんをお預かりしています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1, 緑の森林に囲まれた台地に立地する園舎に、二つの園庭と遊園地を思わせる固定遊具が設置され、子ども達が生き生きと遊んでいます。

・お天気が良い日は、朝から3歳以上児は広い園庭に出て、未満児は中園庭に飛び出し、大型の木製の アスレチックやジャングルジムなどで遊んだり、また、三輪車などに乗ったりして遊んでいます。
・調査訪問時は天候も良く、子ども達が色々な遊びで楽しく遊んでおり、それを保育士が見守り・サポートしている安心出来る状況が確認出来ました。

2, ひまわりの会(保護者会)は保護者同士の連帯と親睦を深め、各種行事などを積極的に支援し園との連携を深めています。

・運動会、生活発表会等園行事の支援や職員等の研修に対する援助が行われています。
・会報発行(こだま:4回/年)や環境美化奉仕活動、ひまわり祭の主催、赤十字活動(親子で参加、清掃、1円玉募金等)等積極的に活動しています。

3, 0・1歳児混合クラスでは、子どもとの愛着をゆっくり丁寧に意識した保育が行われ、子どもの心の安定と成長につながっています。

・千葉県保育協議会から「乳児保育」の委託研究を受け、令和2年から一年間取り組み、11月に当園 が発表する予定です。
・子ども達の変化を把握するために、入園当初と年度末の2回アンケートを行いました。
・保護者には、0・1歳児保育が「子ども主体を意識した保育」へ変化したことが伝わっていました。
・「愛着形成の大切さ」が確認されています。

4, 幅広い子育て支援を行うために、ひまわり子育て支援センターを併設し園と一体となって、地域の中核拠点として積極的に活動が行われています。

・専任の職員が配置され「相談や援助(電話・メール・個別面談・オンライン相談:Zoom)」、「交流の場の提供や交流の促進」、「情報の提供」、「園庭開放(月～土)」、「一時預かり保育(体験 入園、ならし保育)」、「学童保育」等の活動を展開し、地域の中核拠点として子育てに対する銚子市民の意識の向上を図っています。

さらに取り組みが望まれるところ

事業計画内容の充実と、保護者・職場代表委員への説明を行うことにより、より良い園づくりへつながることが期待されます。

・令和3年度の事業計画は園の年間行事計画が中心に示されています。
・また、厨房施設改修計画や新型コロナウイルス感染症対策について説明がされました。
・次年度以降は「人、物、金、情報」を中心とした事業計画を策定されることが期待されます。
例えば、年間行事計画に加え、人材確保や研修に関する事、処遇労働条件に関する事、施設の 新增設に関する事、固定遊具の改修、補修工事に関する事など。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

・会議目的について、「クローバー会議」では保育園、支援センター、学童の各機関の調整、各行事の大枠の調整、問題点に対するの検討・対応、人事についてとし、「職員会議」では、各行事について細かい動きや、準備等の確認、クラス状況や気になる事や困りごとについて、その他伝達事項を行い、「以上児会議・未満児会議」では行事の各クラスの考え方・取り組みなど、困り事、協力の調整と各会議の目的を以下のように明確化しました。

- ・室温・湿度の記録を朝9時の測定を日誌に記入することとしました。
- ・月週日案について、前月の25日～月末に提出、週の振り返りはその週ごと、反省を記入して月末から次月5日までに提出としました。
- ・午睡チェック…0歳児 5分毎、1歳児 10分毎を基本に実施に変更いたしました。
- ・会議の記録について、書記は参加名に○印 不参加は印かんにて押印、開始時間と終了時間の記録、提案者の名記するよう方式を変更しました。
- ・事故報告書…保育園とセンターにて内容を変え、ファイルを分け、経過についてを記録する ように変更しました。
- ・個人情報の管理について…書庫のカギの管理を徹底することとしました。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目			
				■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3		
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3		
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3		
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	4	3	3
				計画の適正な策定	5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組む取り組み指導力を発揮している。	5		
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3		
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	2	2	
			職員の就業への配慮	9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5		
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	3	2	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
				12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			利用者満足の上昇	13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			利用者意見の表明	14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	2	1	
				提供する保育の標準化	16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2		
				18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4		
		4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4		
				20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5		
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6		
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	4		
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6		
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6		
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4		
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3		
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4		
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3		
		5 安全管理	環境と衛生	29 食育の推進に努めている。	5		
30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3						
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4						
6 地域	地域子育て支援	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5				
		33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5				
計				128	8		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、方針は啓愛会(園・ひまわり子育て支援センター)のホームページ、定款、重要事項説明書、法人の事業計画に明記されています。 ・子どもの様々な欲求を満たす方針や家庭や地域との連携など、法人の使命や考え方、自立支援の精神など法の趣旨が読み取ることができます ・理念、方針には保育所保育指針の教育、保育に関する基本原則が盛り込まれています。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方針・目標は職員室内に掲示されています。また、「事業計画」内の「銚子中央保育園全体の計画」に理念・方針・目標が記載されており事務所内でいつでも閲覧が可能です。 ・クローバー・職員会議で取り上げ、また園内研修等で実践面での話し合いが随時行われています ・理念・方針・目標については、園運営の方向性を示す内容なので、関係者(保護者、職員)に理解してもらえるよう見やすい箇所(例えば玄関・保育室)に掲示されることが望まれます。 ・園の目指すものを職員がよく理解しその方向を一致させるためにも、PDCAサイクルを活用しなお一層踏み込んだ取り組みが望まれます。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時の入園のしおりやパンフレットに保育方針・保育目標が掲載されて説明されています。また、ひまわりの会会報(こだま:4回/年発行)にても周知されています。 ・実践面については、保護者活動の主軸である「ひまわりの会」(職員・保護者が会員)を発足し、環境美化奉仕活動・広報誌発行・ひまわり祭主催の活動を通じて、職員と保護者との連携をはかっています。 また、活動内容については各種園だより、クラスだより、ひまわりの会会報、園内掲示板などで随時お知らせしています。 ・入園時の説明には、重要事項説明書により園の理念を説明される事が望まれます。 	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 <input type="checkbox"/> 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厨房施設の増築及び機器更新については令和元年度の事業計画に計上され令和2年度に設計し、今年度、実施しています。 ・令和元年度及び2年度新型コロナウイルス感染症対策事業で空気清浄機の設置事業を実施しています。 ・保育内容に関する全体事業計画が作成され、計画に基づき運営されています。 ・毎年度、保育内容に関する事業計画は法人の事業報告書により年度の総括が行われています。 ・事業計画は「人、物、金、情報」を中心とした内容を具体的に示し、保護者や職場代表委員へ説明されることが期待されます。 	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育に関する全体計画は、幹部職員(副主任保育士以上)を主体としている「クローバー会議」で事業計画や重要課題について方針を決め、職員会議にて指示、周知しています。 ・各種会議や以上児担任による「以上児会議」、未満児担任による「未満児会議」により、利用園児の様々な問題を共有し、ひまわり子育て支援センターと連携して児童の諸問題、保護者家庭での問題等の解決に向けた取り組みを積極的に実施しています。 ・事業計画は事務室に配置されいつでも閲覧できます。 ・年度終了時はもとより、年度途中にあっても、各種会議にてあらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っています。 	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念、方針、目標の実践は、園長を中心に各種会議時(職員会議、クローバー会議)に職員(正規・非正規職員含む)へ随時指導がされています。 ・各種会議や日々の状況報告時等において園長等幹部を中心に、職場の人間関係の把握に努め意見など出やすい職場作りに努力されています。 ・千葉県保育協議会主催などの研修と園内研修に職員が計画的に参加し知識、技術の向上に努めています。 ・年1回、理事長・園長が職員一人ひとりと面談を行い、個人の目標や課題について話し合いが行われています。 ・クローバー会議で決定した事項は、職員会議で検討、決定するなど、会議の目的・役割などを明確にして、機能的に運営されることが望めます。また、議事録には、会議時間と発言者名を記載するなどの改善が望めます。 		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び園の「就業規則」「運営規程」に職員が守るべき倫理について明文化されています。 ・年度の初めに改正された就業規則等法人の規程について、理事長より説明し、周知しています。 ・職員が守るべき基本的な倫理観等やマナー、関係法令などの周知については、各種会議・打ち合わせ・回覧等で随時情報共有されています。また、職員が所有している「保育の手帳」を使用して研修会などで読み合わせをして倫理観を醸成しています。 ・倫理については、違反があった場合園の信頼が毀損する影響が大きいため、基本的なルールを明記した規程を作成し、非常時に対応できるように関係者に周知しておくことが望めます。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 □ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 □ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年11月頃に理事長が全職員と面談しアンケート調査が実施されています。内容は今年度を振り返って、次年度勤務の継続について、次年度希望するクラス、職務など、意見・要望等が出されこれを基に人材確保の計画を立て実行されています。 ・職員職務分担表が作成されています。 ・評価の客観性や透明性のある評価基準を作成されることが望めます。 ・評価の結果を説明し、職員の理解を得られることが望めます。 		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務長が有給休暇の取得率や時間外労働のデータを毎月把握、管理されています。 ・有給休暇を取得しやすくするために、4月に希望の取得月、日をアンケートで把握しローテーション調整を行ったり半日休暇制を取り入れ、取得率を高めています。 ・人材の確保は実習生へ積極的に声かけが行われ、成果が徐々に上がっています。 ・理事長との面談や日常、主任保育士が寄り添い相談に応じています。 ・セルフ・キャリアドッグ制度があり第三者機関によるカウンセリングを利用しています。 ・育児休業制度、休暇制度があり取得の実績があります。その際の欠員対策は、当園を退職された保育士が対応されました。 ・キャリアアップ研修終了後に処遇改善が行われたり、新たな職位(園長補佐、副主任2名)を作り労働意欲向上に貢献しています。 		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 □ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修受講経歴が集積され、職責、キャリアにあった研修の受講を勧めています。 ・研修は県主催、保育士部会への参加が主体であり、積極的に受講されています。ただし、今年度もコロナ禍で多くの研修が中止になりました。 ・キャリアアップ研修を受講した保育士が講師となり、乳児・幼児保育、アレルギー等について園内研修が実施されています。 ・千葉県保育協議会から「乳児保育」の委託研究を受け、令和2年から年間取り組み、11月に当園がテーマは「愛着形成の大切さ」を発表する予定です。研究の成果が乳児保育に生かされ、保育の質の向上と保育者の自信につながっています。 		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県主催の保育士懇談会で「子どもの権利を語り合おう」(生きる権利、育つ権利)に参加し、勉強会を実施しました。 ・ 「共感力」をテーマにチェックシートによる確認や言葉がけについて研修が実施されました。 ・ 日常の援助では個人の意思を尊重した事例が説明されました。 ・ 虐待被害の子どもがいる場合は、銚子児童相談所と連携し対応がされています。 		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページに「個人情報に関する方針(プライバシーポリシー)」に掲載され実行されています。 ・ 利用目的が明示されています。 ・ サービス提供記録を開示することが明示されています。 ・ 職員に研修等で周知徹底されています。また、「全国保育士会倫理綱領」が配布され周知されています。 ・ 実習生は実習前に学校で周知され、事前打ち合わせの際に再周知されています。 		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行事後、アンケートに代えておたより帳に意見・要望が記入されています。内容はクローバー会議に報告されています。 ・ 課題、問題点があれば話し合い、次年度へ反映するなど対応がされています。 ・ 日常の登降園時に対応がされています。 ・ 保護者との面談は全員と行われ記録がされています。 ・ 新入園児の保護者とは、家庭訪問を行い話し合いがされています。 ・ ご意見箱が玄関ホールに設置されています。投函の実績はありません。 		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書に苦情受付担当者、解決責任者が明記されています。また、玄関ホールにも掲示されています。 ・ マニュアルもあります。 ・ 保護者からの苦情の実績はありません。 ・ 周辺住民から園バスの排気ガスへの苦情と運動会の音量が大きいとの苦情があり職員間で話し合い解決策を講じました。 		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 □ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本保育協会監修の自己評価票を使い、年1回全職員が自己評価を行い、園長・主任保育士の助言・指導が行われています。 ・ 行事等の年間指導計画が作成され、保育実践・評価・反省の繰り返しが行われています。 ・ 今回初めて第三者評価を受け、その結果は県ホームページに掲載されます。保護者に、その結果を閲覧できるようにされることが望まれます。 		
16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症・衛生管理・アレルギー・災害・虐待対応」などのマニュアルが用意され、必要な時にはプリントが職員に配布され、手順が確認されています。 ・新しい情報が伝えられた場合には、マニュアルの見直しが行われています。 ・新人職員への保育業務の指導は、指導担当職員(主任・副主任)により行われています。 ・マニュアルの作成は、各クラスの職員の意見を参考にクローバー会議で作成されています。 		
17	<p>保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園見学及び問い合わせについては、パンフレット・ホームページ等に掲載されています。 ・事前の電話予約で見学が実施されていますが、園庭開放の際にも園見学は可能です。保育内容や行事についての質問の他、育児相談などもあり、園長が対応し記録も残されています。 		
18	<p>教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入園希望者には入園説明会を行い、「入園のしおり」を基に方針・目標等の説明が行われていましたが、今年度は、各クラスごとに担任から個別に説明が行われています。 ・保護者の意向の確認・同意書を取ることが望まれます。 ・説明会資料として「重要事項説明書」を添付して説明されることが望まれます。 ・新入園児の保護者が事前に記入した児童生活調査票を基に、児童の状況把握のためにクラス担任が家庭訪問を行っています。 		
19	<p>保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■ 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」は作成されています。 ・「全体的な計画」は教育及び保育の理念・方針・目標及び各年齢の発達過程が組み込まれた指導計画が作成されています。 ・計画は年度末の全体職員会議で内容が話し合われ、作成されています。 		
20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な計画」の理念・方針・目標に基づき、年間・期別・月案・週案・日案が作成されています。 ・0・1・2歳児及び特別配慮が必要な子どもに対しての個別支援計画が作成されています。 ・指導計画には、季節や成長による変化を把握したうえで、具体的なねらいや内容が盛り込まれた計画が作成されています。 ・指導計画の実践の振り返りは常に行われ、年度末の全体職員会議で改善されています。 		
21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。

(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児混合クラスでは、子どもとの愛着をゆっくり丁寧に意識した保育が行われ、子どもの心の安定と成長につながっています。 ・廊下の壁面には、栄養士と調理員が作成した「はらべこあおむし」のストーリーの野菜・果物・お菓子の絵が飾られたり、たくさんの絵本に囲まれ、子どもが安らげる環境が提供されています。 ・「おもちゃ部屋」にはいろいろな種類のブロックが収納され、職員の見守りの中自由に持ち出して遊べるように工夫されています。 ・保育室には段ボールや卵の空容器などの素材が用意され制作し、それを遊具として遊ぶなど創造性が生かされています。 ・園庭は2か所(中・大)あり、中園庭は主に未満児中心の遊具が置かれ、大園庭は広いグランドやブランコ、そして木製のアスレチックなどの遊具が整備されています。園庭で小さい子と大きい子が一緒に遊びながら、子ども達の体力づくりにつながられています。 ・子ども達には、砂場の遊具や固定遊具の使い方や約束事を知らせたうえで、遊び方や使い方を限定せず、子どもの気持ちを大切にし見守るなど、意思や個性を尊重した働きかけがされています。 	
22	<p>身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・園の周りは森林に囲まれ、さらに園庭には四季を感じられる樹木が植樹され、自然に触れ合う環境があります。 ・園の周りの散策や園バスを利用した遠足も行われています。初詣で市内の神社に、3歳未満児は園バスを利用し、以上児は、行きは年少児と年長が手をつなぎ歩き、帰りは園バスを利用する散歩も行われています。 ・「ふれあいDAY」で老人ホームへの慰問活動や園に招待するなど社会体験をしてきましたが、今年度は新型コロナの影響で実施することが出来ない状況です。 ・年1回2歳以上の親子遠足では、銚子電鉄を利用し犬吠崎まで出かけています。 ・近隣の畑で芋の苗植えや芋ほりなどの農業体験をとおして、土に触れあっています。 	
23	<p>遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■ けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■ 子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■ 子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・保育士は、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添いその気持ちにこたえながら、一緒に遊び関わりを深め、協力し合う大切さや思いやりの心を育てる関わりを心がけています。 ・子ども同士のトラブルは出来る限り双方で解決できるように職員は見守り、必要に応じて援助・助言をしています。 ・園の方針である「気づき・考え・実行する」を実践する「赤十字活動」(清掃活動・ゴミ拾い)や日常保育を通し社会的ルールが身につくように活動しています。 ・早朝・延長保育時の合同保育や日常保育の中でも異年齢交流が行われています。また、放課後児童クラブの小学生との交流も行われています。 	
24	<p>特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■ 個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■ 個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■ 障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別な配慮を必要とする子どもの指導計画が作成されています。 ・障害児教育及び保育の研修に参加し、その内容が園内研修で報告されています。 ・担当職員や子育て支援の職員との情報が共有され、市の専門機関との連携が図られています。 ・保護者から家庭の様子を聞いたり、専門機関との情報を伝えたりされています。 ・同年齢の子どもとの関わりを持ちながらも、その子どもが不安にならないような配慮が必要です。 ・加配について銚子市と十分に話し合い、保育の質の維持・向上に繋がる事が望まれます。 	
25	<p>在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■ 担当職員の研修が行われている。 ■ 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ・早朝・延長保育の伝達事項は日直日誌を活用し行われています。 ・早朝・延長保育はローテーション体制で常勤保育士が担当し、子どもの様子等の報告は支障なく行われています。 ・延長保育は迎えの時間や人数に応じて、未満児と以上児に分かれて保育を行い、子どもの数が少なくなった時点で合同にするなど、安全で安心を考慮した保育が行われています。 	

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの保護者とは、登降園時の際に日常的な会話による情報交換が行われています。 ・3歳以上児の保育参観は6月に行われ、0・1・2歳児は2月に予定されています。 ・個人面談は行事の後や必要に応じて適宜行われています。 ・保育所児童保育要録は、担任が作成し園長や主任保育士が確認した後、各小学校に提出されています。 ・小学校の教諭が就学児健康診断の後に園を訪れ、情報交換が行われています。 		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者にたいして必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門担当保育士が保健計画を作成し、それに基づき年2回の健康診断や年1回の歯科検診・毎月の身体測定が実施されています。 ・健康診断・歯科検診・身体測定などの結果は記録され、保護者にはおたより帳で伝えられています。 ・乳児担当の職員によるSIDSチェックは30分間隔で行われています。 ・虐待対応マニュアルが作成され、それに基づいて虐待が疑われる場合には、園長や主任保育士に報告すると共に児童相談所に通報し、園の子育て支援センターと連携し問題解決に取り組んでいます。 ・厚生労働省ガイドライン手引き第2版によると、リスクの高い0歳児の場合5分おき、1～2歳の場合10分おきのチェックが望ましいと記載されており、乳児の安全のため改善されることが望まれます。 		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児の体調不良や怪我については、対応マニュアルに基づき園長や主任に知らせ保護者にも連絡されています。症状によっては、保護者の確認のもと病院に連れていっています。 ・感染症リストに基づき登園の目安を示し37.5℃以上の場合、登園を控えてもらうなどの感染予防対策等がとられています。 ・新型コロナ感染症の予防対策は国・県のマニュアルを参考にし対策を行い、さらに嘱託医の意見を聞くなど連携されています。 ・各クラスごとに救急箱が備えられ、園外保育用の救急箱も用意されています。 ・医務室が設置され、担当の主任保育士が体調の悪い園児に付き添い、静かな環境が提供されています。 		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士や調理員により給食計画が作成され、季節が感じられるメニュー作りが行われています。 ・クッキング保育(スイートポテト・クッキー作り)や餅つきなどの調理体験の機会に、栄養士や調理師と関わりがもたれています。 ・食物アレルギー児に対しては、保護者から調査票による聞き取りを行い除去食や代替食の用意がされています。 ・緊急時に備えて、エピペン使用についての研修を受講したうえで預かりをしています。 ・3歳以上児の食事の際には、新型コロナ感染予防対策として、各テーブルにアクリル板が設置されています。 ・栄養士は栄養面と食べやすさを考慮し、子ども達が楽しく食事が出来るようにしています。 		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の清掃、消毒等衛生管理の手順などは年度当初の内部研修にて確認、指導が行われています。 ・職員、園児の手指消毒の徹底や教室内に空気清浄機(ジアイーノ)の設置、CO2センサーの設置により空間の清潔確保や換気に取り組んでいます。 ・室内の環境には常に配慮し、温度等は毎日記録されています。 ・園舎は常に清潔が保てるよう職員の手による清掃がこまめに行われています。 ・園舎は備品等の保管にも配慮された設計の建物で、室内は整理整頓されています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル(事故時の対応フロー)が作成され、事故発生時の対応が明記されています。発生事故には事故報告書が作成され情報の共有や発生要因の検討が行われています。 ・事故発生時の対応については、園長、主任保育士への報告により、指示命令系統により、適切かつ迅速な対応に心掛けています。速やかに発生状況や経過などの事故報告書を作成し、事故についての対応を見直し、改善に努めています。 ・遊具等の安全点検・確認を月1回実施し、危険箇所の把握と、必要な場合補修等を実施しています。また、管理者への報告、確認が確実にされるよう点検簿を作成し記録しています。 ・不審者対策として、カメラ付きインターホンを園入り口に2か所と、園内2か所に防犯カメラを設置して監視しています。 ・来訪者はインターホンで来意を告げ、事務室は来訪者の意図の確認を行い、門の解錠操作が行われています。また、不審者対応訓練を年1回実施しています。 ・通園時や園外保育におけるバス運行や園外保育での徒歩移動について、運用マニュアルを作成し、職員間の認識の共有化をはかり安全に取り組めるマニュアルを作成されることが期待されます。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応マニュアルが整備され、職員の役割分担表が作成されています。 ・自営防災組織により、業務分担が表記され、月2回、火災や地震等の想定にて避難訓練を実施し、年1回消防署立会による避難訓練及び消火訓練を行っています。また、実施内容については実施記録にて各クラスに回覧され情報共有されています。 ・災害発生時の保護者との連絡は「マチコミメール」を活用し、安否確認や避難場所などの情報を伝達すると共に、災害伝言ダイヤルにおいて情報提供されています。「マチコミメール」は通常行事などの連絡にも使われています。 ・行政のハザードマップを参考に、がけ崩れの対象となる区域については、外部フェンス等で立入が出来ないようにしています。 ・非常の場合に備え食糧の備蓄がされています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひまわり子育て支援センターが併設され、専任の職員を配置して、子育てに関する相談を随時電話やメール、個別面談にて対応しており、園庭開放では、絵本の読み聞かせや、シャボン玉遊びなどの設定、青空カフェにて簡単な水分補給やおやつを食べるスペースを用意しています。 ・銚子市内の東部不動ヶ丘公園内にある、冒険広場において出前相談受付などを実施しています。 ・育児サークルにおける「さくらんぼクラブ」「ひまわりサークル」では、親子で一緒に楽しめるプログラムや手遊び、子育てに必要な情報提供や、年齢に応じた親子交流の場として支援を行っています。 ・センター内にある一時預かり保育「たんぽぽ組」では、体験入園やならし保育など保護者の子育てに関する不安などにできる限り対応しています。 ・隣接する高齢者施設や近隣の小学校との交流や大潮まつり、常世田薬師参拝、ふれあいDAYへの地域行事への参加等は、コロナの収束状況を見ながら実施していく予定です。 		